

令和7年11月17日

お知らせ

雪に関する広報

資料提供先 鳥取県政記者会 鳥取市政記者クラブ
兵庫県内報道機関及び関係機関

鳥取県降雪予報あり、冬用タイヤの装着を ～ 11月18日から強い寒気が流れ込む見込み～

鳥取県では、**11月18日～19日頃**にかけて、強い寒気が流れ込み、山地を中心には降雪が予想されています。外出をされる際には冬用タイヤ装着やタイヤチェーンの携行をお願いします。

なお、降雪時は冬用タイヤだけでは立ち往生する場合がありますので、早めのチェーン装着をお願いします

●ノーマルタイヤで積雪、凍結道路を運転することは法令違反となります。

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則等にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定（沖縄県を除く）されています。違反行為は、反則金の対象となります。

※タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。

【大雪に関する気象情報】

https://www.jma.go.jp/jma/bosai/info/snow_portal.html

【今後の雪】

<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

【道路・交通情報】 ◆中国地方整備局・道路情報提供システム

<https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/>

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

特定道路工事対策官 松岡 弘久

【担当】道路管理第一課 保全対策官 福島 剛史

TEL 0857-22-8435 (代表)

※本資料は、鳥取河川国道事務所ホームページの「記者発表」ページでも公開しています。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>



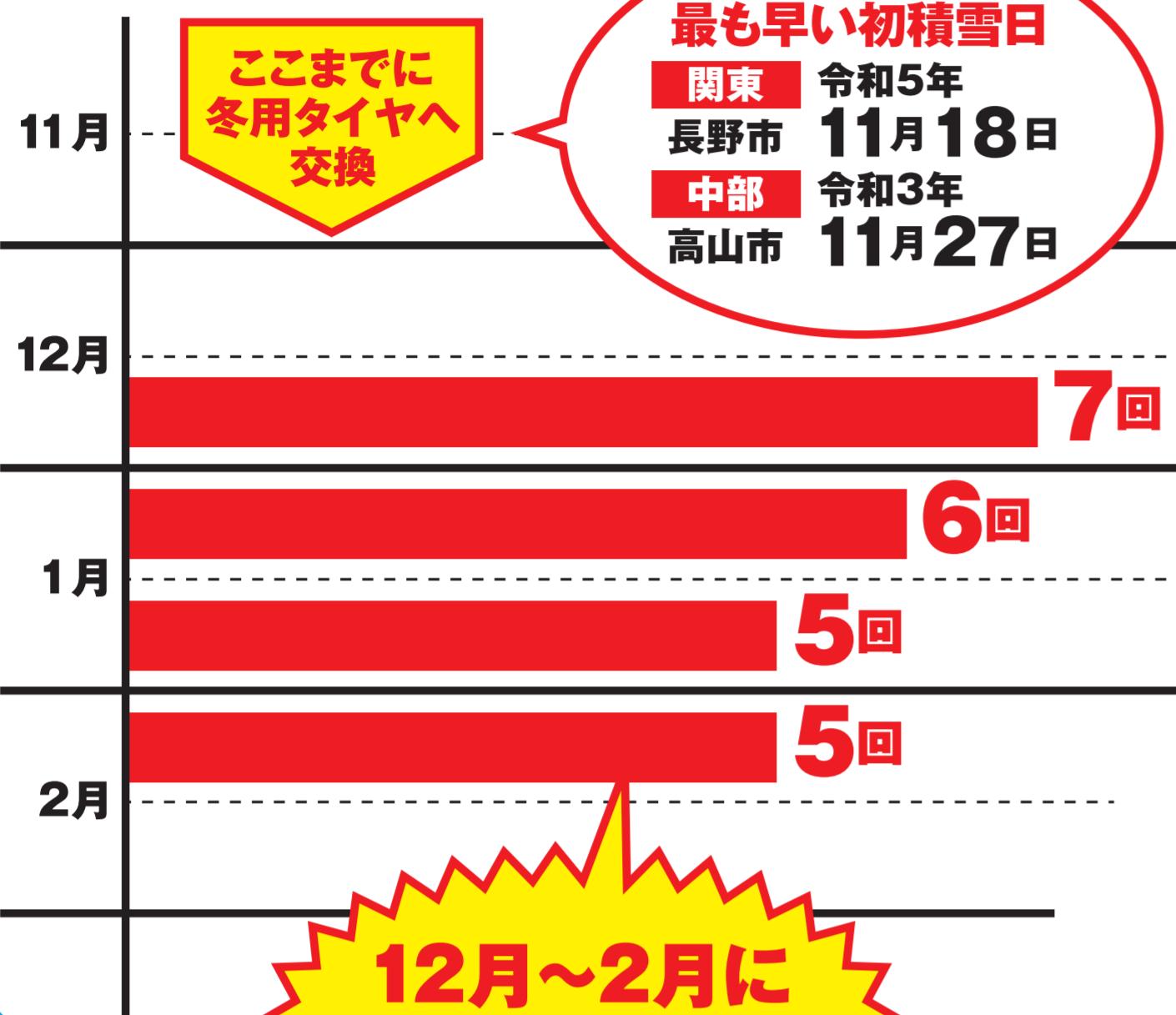
また、X (旧Twitter) による情報発信も行っています。

https://x.com/mlit_tottori



12月には大規模な車両滞留が発生しています

大規模車両滞留の発生時期



冬用タイヤの使用限度「プラットホーム」をチェック!

冬用タイヤの溝が新品時から50%摩耗すると使用限度を示す「プラットホーム」が表面に露出します。このようなタイヤは積雪時、凍結時の性能が低下しているので冬用タイヤとしては使用できません。



シーズン中も月に1度はタイヤ点検をしましょう

露出した
プラットホーム

ノーマルタイヤでの積雪・凍結道路走行は法令違反!

冬用タイヤへの早めの交換、
タイヤチェーンの携行・早めの装着を。
さらに大型車は常にチェーンを携行しよう!

反則金

大型
7千円

普通
6千円

二輪
6千円

原付
5千円

12月～2月に
発生しています

早めにね!



11月は
冬用タイヤ装着
運動月間
です

冬用タイヤに 交換しよう!